

介護終身年金特約<認知症加算型>(2022) 目次

(2022年4月実施)

第1編 この特約の締結に関する規定

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

- 第3条 年金の支払
- 第4条 年金を支払わない場合
- 第5条 介護終身年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

- 第6条 総則
- 第7条 中途付加された特約の責任開始期
- 第8条 被保険者の死亡
- 第9条 特約の更新
- 第10条 介護終身年金の支払事由発生後における重大事由による解除
- 第11条 介護終身年金の支払事由発生後における特約の社員配当金
- 第12条 法令等の改正に伴う支払事由等の変更
- 第13条 普通保険約款の規定の適用

介護終身年金特約<認知症加算型>(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出により、特約組立型総合保険契約に付加して締結します。この場合、会社は、この特約が付加された特約組立型総合保険契約の普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の告知義務に関する規定にもとづき、契約者または被保険者に対しこの特約に関する告知を求めます。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものとします。

第2編 この特約の給付に関する規定

(年金の支払)

第3条 この特約において、普通保険約款の保険金等の支払に関する規定に定める「支払事由」とは、第2項に定める支払事由をいい、会社は、この支払事由が生じた場合に、この特約および普通保険約款の規定にしたがい、年金を支払います。

2 この特約の年金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

第3条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】この特約の締結の際

この特約の復活が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

【備考3】次の払込期月

払込期月の初日から契約応当日の前日までに介護終身年金の支払事由に該当したときは、その払込期月とします。

名称	支払事由	支払額	受取人	
介護終身年金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に、特約の責任開始【備考1】期以後の原因によって次のアまたはイのいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>ア. 公的介護保険制度（別表4）による要介護認定を受け要介護2以上（別表4）に該当していると認定されたとき。</p> <p>イ. 次のいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき。</p> <p>(ア) 認知症による要介護状態（別表5－1）に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて90日間継続したこと。</p> <p>(イ) 寝たきりによる要介護状態（別表5－2）に該当し、その要介護状態が、該当した日からその日を含めて180日間継続したこと。</p>	第3項に定める金額	普通保険約款に定める傷害疾病給付受取人	
	被保険者が、第1回の介護終身年金の支払後に到来する、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日（以下「年金支払応当日」といいます。）に生存しているとき。			

3 前項に定める介護終身年金の支払額は、特約年金額とします。ただし、被保険者が、特約の責任開始【備考1】期以後の原因によって、第1回の介護終身年金の支払事由に該当した日または年金支払応当日において重度認知症（別表6）に該当している場合には、その日以後に支払うべき介護終身年金の支払額は、特約年金額に所定の率を乗じて得られる金額を特約年金額に加算した金額とします。

4 介護終身年金の受取人を第2項に定める者以外の者に変更することはできません。

5 介護終身年金の支払にあたっては、第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

(1) 被保険者が、この特約の責任開始【備考1】期前に発病していた疾病を原因として、この特約の責任開始【備考1】期以後に、第2項に定める第1回の介護終身年金の支払事由中のアもしくはイに定める事由または重度認知症（別表6）に該当した場合でも、会社が、この特約の締結の際【備考2】に、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その疾病はこの特約の責任開始【備考1】期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) 次の場合には、被保険者がこの特約の保険期間中に第1回の介護終身年金の支払事由に該当したものとみなして取り扱います。

ア. 被保険者が第2項に定める第1回の介護終身年金の支払事由中のイ(ア)に該当したことが、この特約の保険期間満了の日からその日を含めて90日以内に医師により診断確定されたとき。

イ. 被保険者が第2項に定める第1回の介護終身年金の支払事由中のイ(イ)に該当したことが、この特約の保険期間満了の日からその日を含めて180日以内に医師により診断確定されたとき。

(3) 会社が第1回の介護終身年金を支払った場合には、その年金の支払事由発生時以後新たに第1回の介護終身年金の支払事由が生じたことにより介護終身年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(4) 会社が第1回の介護終身年金を支払った場合には、次の払込期月【備考3】以後のこの特約の特約保険料の払込は不要とします。

(5) 介護終身年金の受取人が被保険者とは別に定められている場合で、介護終身年金の支払事由の発生後にその受取人が死亡したときは、その死亡した受取人の死亡時の法定相続人を介護終身年金の受取人とします。この場合、本号の規定により介護終身年金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

(年金を支払わない場合)

第4条 前条第2項に定める支払事由に該当した場合でも、次の免責事由に該当するときは、会社は、前条の年金を支払いません。

年金の免責事由

次のいずれかにより被保険者が第1回の介護終身年金の支払事由に該当したとき。

- ア. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - イ. 傷害疾病給付受取人が被保険者とは別に定められているときは、その者の故意または重大な過失
 - ウ. 被保険者の犯罪行為
 - エ. 被保険者の薬物依存【備考1】
 - オ. 戦争その他の変乱

2 被保険者が傷害疾病給付受取人の故意または重大な過失によって介護終身年金の支払事由に該当した場合でも、その受取人が介護終身年金の一部の受取人であるときは、介護終身年金のうちその受取人が受け取るべき金額を除いた残額を他の傷害疾病給付受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金【備考2】を契約者に支払います。

3 被保険者が戦争その他の変乱によって介護終身年金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、介護終身年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

4 被保険者が第1項に定めるいずれかの免責事由により重度認知症（別表6）に該当した場合には、前条第3項ただし書に定める介護終身年金の加算部分について、前3項の規定を準用します。

(介護終身年金の受取人によるこの特約上の権利義務の承継)

第5条 第3条の第1回の介護終身年金が支払われる場合、介護終身年金の受取人は、第1回の介護終身年金の支払事由が生じた日に、契約者のこの特約上的一切の権利義務を承継するものとします。

2 前項の規定により介護終身年金の受取人がこの特約上の権利義務を承継した場合には、会社は、年金証書を介護終身年金の受取人に発行します。

第4条 備考

【備考1】薬物依存

平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

【備考2】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(総則)

第6条 第2編（この特約の保険給付に関する規定）の規定のほか、この特約が締結されてから消滅するまでのこの特約の取扱については、本編に定めるところによります。

(中途付加された特約の責任開始期)

第7条 普通保険約款の会社の責任開始期に関する規定にかかわらず、特約組立型総合保険契約の締結後に当該保険契約に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

(1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合
この特約の第1回保険料を受け取った時

(2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合
次のいずれか遅い時

ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(被保険者の死亡)

- 第8条 第1回の介護終身年金の支払事由が生じる前に被保険者が死亡した場合には、次の各号の場合を除き、この特約の責任準備金【備考1】を普通保険約款に定める死亡給付受取人に支払います。**
- (1) 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
- (2) 死亡給付受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前号に該当する場合を除きます）。この場合には、この特約の責任準備金【備考1】を契約者に支払います。ただし、死亡給付受取人が2人以上いる場合で、その一部の受取人の故意によるときは、この特約の責任準備金【備考1】のうち、その受取人に対して支払わない部分については契約者に支払い、残額は他の死亡給付受取人に支払います。
- 2 普通保険約款に定める保険金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定は、前項の場合に準用します。

(特約の更新)

- 第9条 第1回の介護終身年金の支払事由が生じる前にこの特約の保険期間が満了する場合、契約者が、保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、保険期間満了の日の翌日に、この特約（保険期間満了の日までの特約保険料が払い込まれている場合に限ります。）は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。**

- (1) この特約の保険期間を歳満期で定めているとき。
- (2) 更新後の特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき。
- (3) この特約の更新時に、会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、前項第2号に該当する場合には、更新後の保険期間を被保険者の年齢が80歳に到達する契約応当日の前日まで短縮して更新します。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約者から特に申出があったときは、会社の定める範囲内で前項の更新後の保険期間を変更して更新することができます。
- 4 更新日は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日とし、更新後のこの特約の特約保険料は、更新日の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 保険料払込の猶予期間については、普通保険約款の保険料の払込の規定を適用します。
- (2) 本項の保険料については、普通保険約款の保険料の自動貸付の規定は適用しません。
- 6 前項の保険料がその猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は、更新前の特約の保険期間満了の日の翌日にさかのぼって消滅します。
- 7 この特約が更新された場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約について、第3条（年金の支払）の規定、この特約とあわせて付加されている特約の保険料の払込免除の規定および普通保険約款の告知義務違反による解除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- (2) 更新後のこの特約には、更新日における特約条項および保険料率を適用します。
- (3) 会社は、契約者に対して新たな保険証券は発行しません。
- 8 この特約の更新の際、契約者は、会社の定める範囲でこの特約の特約年金額を減額することができます。この場合、契約者は、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに会社に申し出てください。
- 9 第1項第3号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号および第2号の規定に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、第7項第1号の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- 10 この特約が付加された保険契約において指定年齢が指定されている場合には、第1項および第2項の規定中、「80歳」とあるのを「指定年齢」と読み替えます。

第8条 備考

【備考1】責任準備金

責任準備金は、この特約の経過年月数（経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数）によって計算します。

(介護終身年金の支払事由発生後における重大事由による解除)

第10条 会社は、この特約について、第1回の介護終身年金の支払事由が生じた後に次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

号	重大事由
(1)	<p>被保険者または介護終身年金の受取人が、次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 介護終身年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(2)	<p>この特約が付加されている特約組立型総合保険契約（当該保険契約に付加されている他の特約を含みます。）または他の保険契約（被保険者または介護終身年金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の被保険者または介護終身年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合</p>

- 2 前項第1号のみに該当したことによりこの特約を解除する場合で、前項第1号アからオまでに該当したのが介護終身年金の受取人のみであり、その該当した受取人が介護終身年金の一部の受取人であるときは、この特約のうちその受取人に関する部分のみを解除するものとします。この場合、第3項の規定は、その解除した部分について適用します。
- 3 第1項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた事由によるこの特約の介護終身年金の支払をしません。また、この場合に、すでに介護終身年金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- 4 本条によるこの特約の解除は、介護終身年金の受取人に対する通知によって行ないます。

(介護終身年金の支払事由発生後における特約の社員配当金)

第11条 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金中から、毎事業年度末に、年金支払応当日が次の事業年度中に到来する特約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当てます。

- 2 前項により割り当てた社員配当金は、次の事業年度の年金支払応当日に、介護終身年金とともにその受取人に支払います。

(法令等の改正に伴う支払事由等の変更)

第12条 会社は、介護終身年金の支払に係る規定（第3条）に関わる法令等の改正が行なわれた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、介護終身年金の支払に係る規定（第3条）を変更することができます。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、変更日の2カ月前までに契約者にその旨を通知します。

(普通保険約款の規定の適用)

第13条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。